

令和6年度 学校危機管理マニュアル

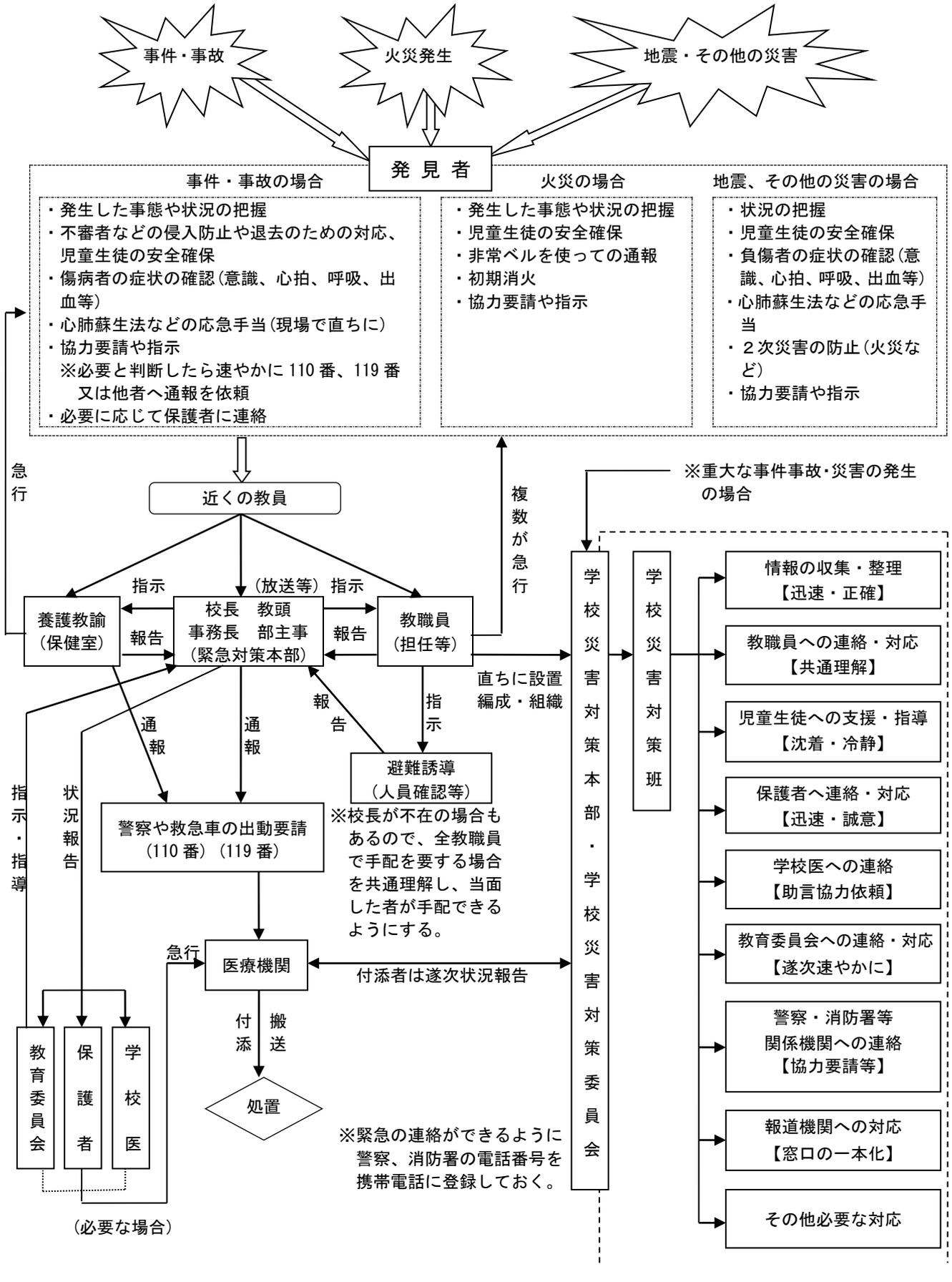
愛媛県立みなら特別支援学校

目 次

1	校内における緊急事態発生時の対応	
(1)	緊急事態発生時の対処及び緊急連絡体制	2
(2)	学校災害対策の組織	3
(3)	学校災害対策班の教職員行動図	4
(4)	避難時の基本行動	
ア	火災時の基本行動	5
イ	地震時の基本行動	6
ウ	不審者侵入時の基本行動(校内活動時)	7
2	スクールバス運行時における緊急事態発生時の対応	
(1)	スクールバス乗車中の救急連絡体制	8
(2)	スクールバス乗車中の緊急時対応マニュアル	9
(3)	スクールバス(登下校)における災害対応マニュアル	10
3	弾道ミサイル発射に係る対応	
(1)	Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応	11
4	熱中症予防措置	
(1)	暑熱環境における暑さ指数を基準とした学校活動について	13
(2)	「熱中症警戒アラート」発表時の学校活動について	13
(3)	暑熱環境における学校活動の留意点について	13
(4)	熱中症発生時の対応について	15

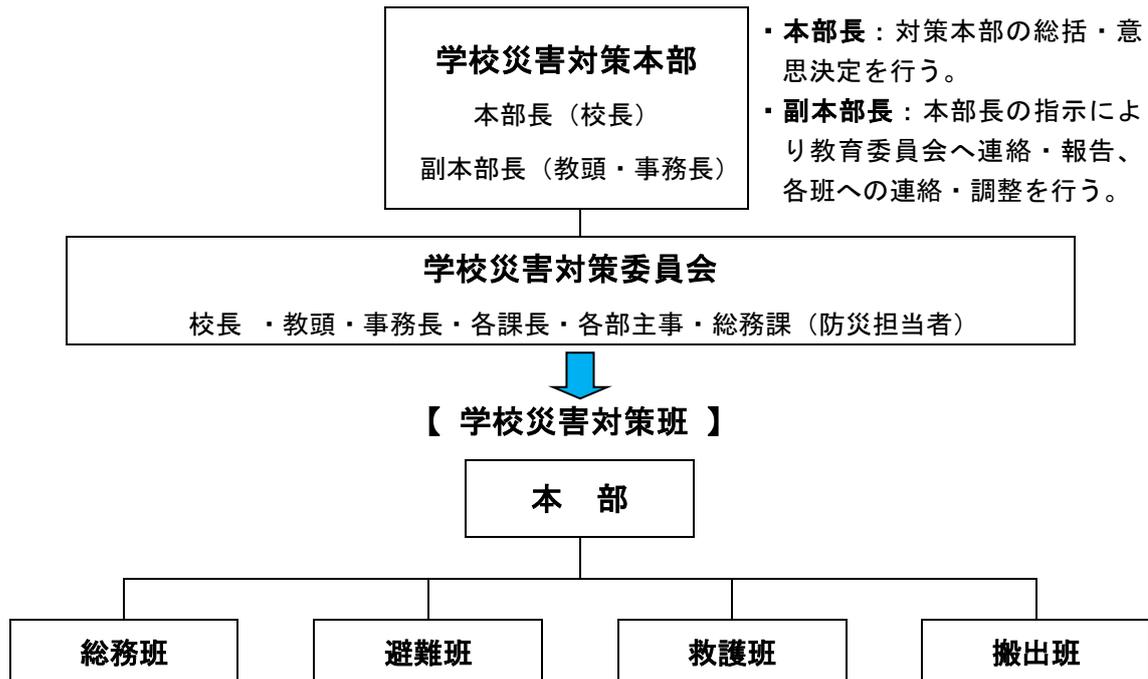
校内における緊急事態発生時の対応

(1) 緊急事態発生時の対処及び緊急連絡体制



(2) 学校災害対策の組織

本部長(校長)の指示により、学校災害対策本部の設置、学校災害対策委員会の編成を行い、事件事故・災害の状況を踏まえた学校災害対策班を組織する。



【学校災害対策班の職務内容と担当課】

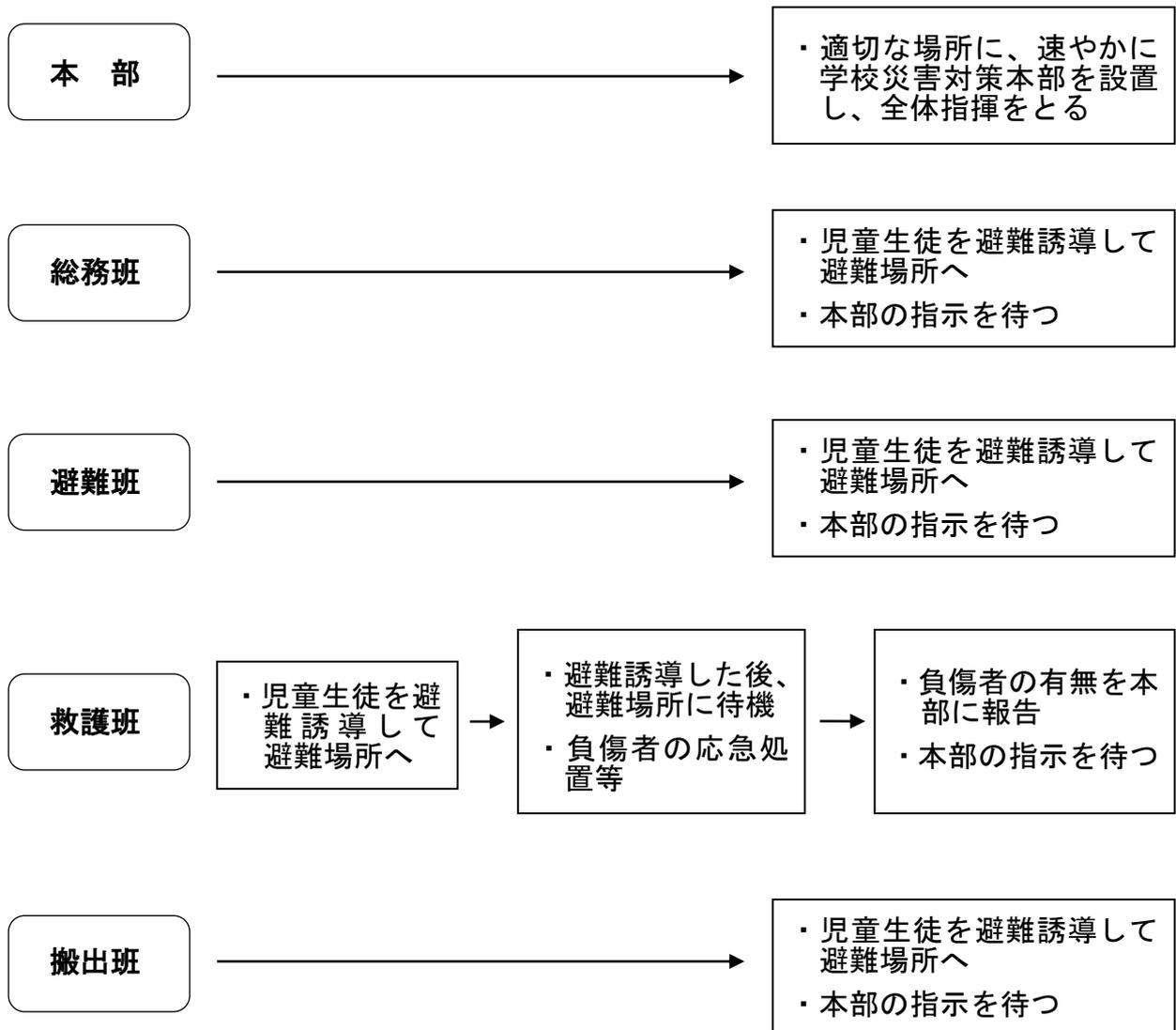
班	主な職務内容	担当課長等
本部	<ul style="list-style-type: none"> 防災活動全体の総括 学校対策本部の設置、避難場所の決定 教育委員会、関係機関等外部との対応 非常時の勤務体制の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 校長(本部長) 教頭 事務長 事務課
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 各班の連絡調整 被害状況の把握(道路、各関係機関) メール配信システムでの保護者への一斉メール配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 渉外課長 支援推進課長 情報課長
避難班	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の避難誘導、安全確保、点呼及び報告 負傷者、行方不明者の把握 行方不明者の探索及び救助 家庭との連絡 児童生徒の下校支援、引渡し スクールバスの運行の検討 家庭及び学校備蓄品の搬出、配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課長 生徒支援課長 各部主事 舎務課長
救護班	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の救護 児童生徒等の体調管理 環境衛生活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健スポーツ課長 養護教諭
搬出班	<ul style="list-style-type: none"> 校内の安全確認、被災状況の把握 児童生徒避難所の設営 重要物品の搬出と管理 搬出物の警備 必要物資の受入れと管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教務課長 進路支援課長 研修・図書課長 人権・同和教育課長

※ ○印を班長とする。班長不在の場合は、他の課長等が務める。

※ 学校災害対策委員会の編成を受け、各班長は集合し、本部の指示を各班に伝える。

※ 課長(主事)は、必要に応じて招集可能な課(部)員に職務の遂行を依頼する。

(3) 学校災害対策班の教職員行動図



【留意事項】

- 各班を担当する課長等については明記(P3)をしているが、それ以外の教職員については、所属する課及び部主事の指示に従い災害対策班の職務を遂行する。
- 避難の際、教職員で協力し、残留児童生徒のないよう確認を行いながら、避難場所に誘導する。
- 行方不明者が出た場合は、部主事の指示に従い、可能な者が探索に向かう。
- 火災の場合、現場近くの教職員は火災報知器を鳴らすとともに、周りの教職員と協力して、初期消火に当たる。
- 地震の場合、放送が流れないときは、被災状況を確認あるいは予想しながら避難場所を定めて、拡声器又は口頭連絡により、教職員で協力しながら避難誘導に当たる。
- 不審者侵入時の場合、安全と考えられる避難場所についての指示に従い、児童生徒を避難誘導する。

(4) 避難時の基本行動

ア 火災時の基本行動

出火の状況	教職員の基本行動	児童生徒の基本行動
<p>授業中 校内で出火</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発見者は、直ちに非常ベルを使い、事務室に連絡する。可能であれば初期消火に努める(周りの教職員と協力)。 ・事務職員は、火元を断定し、直ちに放送する。(「第〇教棟〇〇から出火、近くの教職員は、初期消火に当たってください。」) ・授業者は授業を中止し、緊急対策本部からの放送を静かに聞くよう指示する(火元、避難経路、避難場所等の確認)。 ・緊急対策本部は、火災の状況(規模、場所、予測される事態等)により適切な避難場所を設定し、放送により指示する。 ・授業者は、放送の内容から適切な避難経路を判断し、児童生徒を誘導する。 ・校舎内での避難行動は、「押さない」・「走らない」・「しゃべらない」・「戻らない」という原則に従い、落ち着いた行動を促す。校舎の外に出たら、早足で集合場所へ向かう。 ・授業者は、集合場所まで児童生徒を誘導後、確実に学級担任に引き継ぐ。 ・授業者以外の教職員は、担当部、学年、学級に急行する。 ・非常用確認名簿により人員確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての行動をやめて静かに放送を聞く。 ・教師の指示に従い、身勝手な行動をしない。 ・運動場等にいる場合は、教師や放送による指示に従って、決められた避難場所に集合する。 ・廊下・トイレ等にいる場合は、その場で教師の指示を待つ。 ・校内では、「押さない」・「走らない」・「しゃべらない」・「戻らない」を守って落ち着いて避難し、校舎の外に出たら、早足で集合する。 ・煙が出ている場合は、ハンカチやタオルを口に当て、姿勢を低くして避難する。
<p>休憩時間中 及び 寄宿舎生 帰舎中 校内で出火</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任(当直寄宿舎指導員・舎監)は、自教室(舎室)に急行し、その他の教職員は、担当部、学年、学級に急行する。 ・自教室以外の場所(体育館、運動場等)で活動している場合は、緊急対策本部の放送を聞き、指示された避難場所へ児童生徒を誘導する。 ・トイレ、保健室、特別教室などの残留児童生徒の確認を協力して行う。 ・時間的余裕のある場合、窓、ドア等を閉める。 ・学級担任(当直寄宿舎指導員・舎監)は、避難場所に児童生徒を誘導する。 ・非常用確認名簿等により人員確認を行う。 	
<p>寄宿舎生 就寝中 校内で出火</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当直舎監・寄宿舎指導員は、非常ベル等で異常を知った場合、直ちに放送を入れると同時に消防署、管理職などに通報する。 ・寄宿舎指導員は宿舎に急行し、人員確認後、直ちに避難させる。 ・トイレ、廊下などの残留児童生徒の確認を行う。 ・当直舎監は、全体指揮をとる。 ・人命の安全確保と避難優先を心掛ける。 ・非常用確認名簿等により人員確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送や当直舎監・寄宿舎指導員の指示に従い、できるだけ集団で静かに行動する。 ・廊下・トイレ等にいる場合は、その場で舎監・寄宿舎指導員の指示を待つ。 ・煙が出ている場合は、ハンカチやタオルを口に当て、姿勢を低くして避難する。 ・寮棟の外に出たら、できるだけ早く避難場所へ行き、舎監・寄宿舎指導員の指示を待つ。
<p>人員確認及 び検索活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人員確認は学級担任が学級単位で行った後、学年主任・部主事を経て異常の有無を本部に報告する。(「〇部〇年〇組、在籍〇名、欠席△名、現在□名、異常有/無」) ・行方不明者がいる場合は、本部及び各部主事の指示に従い、探索及び救助に向かう。 	

イ 地震時の基本行動

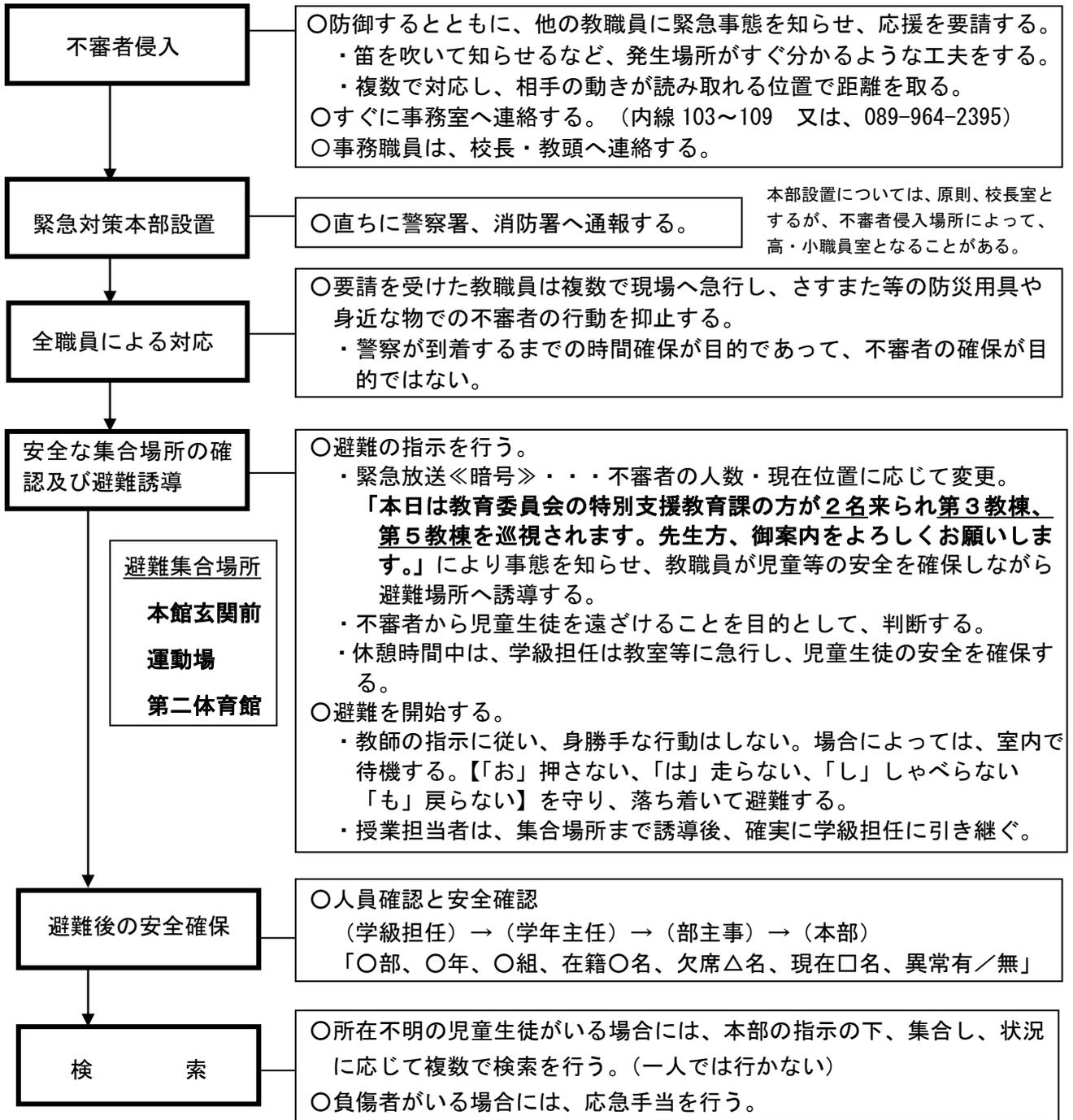
地震の状況	教職員の基本行動	児童生徒の基本行動
授業中 地震が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・授業者は、すべての活動を速やかに中止し、危険物や危険箇所から離れ、机の下に入る等の指示を行う。また、児童生徒の安全を確保し、本部の指示を待つ。 ・地震終了後は、火元の遮断・落下防止等の処置を速やかに行い、出入口扉や安全な窓を開けて脱出口の確保をする。 ・緊急対策本部は、災害の状況（規模、場所、予測される事態等）により適切な避難場所を設定し、放送により指示する。 ・授業者は、放送の内容から適切な避難経路を判断し、児童生徒を誘導する。 ・放送設備が使用できない場合は、適切な避難場所、避難経路を判断し、拡声器や口頭連絡により指示する。 ・基本となる避難場所（全体避難場所）は、本館前駐車場とするが、災害の状況を確認・判断し、適切な避難場所（一時避難場所）を選択し、児童生徒を避難誘導する。 ・校舎内での避難活動では「押さない」・「走らない」・「しゃべらない」・「戻らない」という原則に従い、落ち着いた行動を促す。校舎の外に出たら、早足で集合場所へ向かう。 ・授業者は、児童生徒を安全に集合場所まで誘導した後、確実に学級担任に引き継ぐ。 ・授業者以外の教職員は、担当部、学年、学級に急行する。 ・非常用確認名簿により人員確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室にいる場合は、あわてて外に飛び出したりせず、机の下に入り、頭部を防護する。 ・廊下や体育館等にいる場合は、ガラス窓等の危険物から離れ、できるだけ広い場所の中央に、身を伏せる。 ・運動場等にいる場合は、舎や塀から離れて頭部を保護し、身を伏せる。 ・トイレにいる場合は、ドアを開けたままにし、その場で地震が終わるのを待つ。 ・保健室で静養中の児童生徒は、養護教諭の指示に従う。 ・地震終了後は、教師の指示に従い、身勝手な行動をしない。 ・避難と集合は、教師や放送による指示に従い、危険な場所を避けて行う。
休憩時間中 及び 寄宿舎生 帰舎中 地震が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任（当直舎監・寄宿舎指導員）は、可能であれば直ちに（揺れが大きい場合は、揺れが収まってから）自教室（舎室）に急行し、児童生徒の安全確保に努める。 ・その他の教職員は、担当部、学年、学級に急行する。 ・自教室以外の場所（体育館、運動場等）で活動している場合は、緊急対策本部の放送を聞き、指示された避難場所へ児童生徒を誘導する。 ・トイレ、保健室、特別教室などの残留児童生徒の確認を協力して行う。 ・火元などの始末をし、出入り口を確保する。 ・学級担任（当直寄宿舎指導員・舎監）は、避難場所に児童生徒を誘導する。 ・非常用確認名簿等により人員確認を行う。 	
寄宿舎生 就寝中 地震が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・当直舎監・寄宿舎指導員は、可能であれば直ちに（揺れが大きい場合は、揺れが収まってから）舎室に急行し、布団等で頭部を保護させるなど、児童生徒の安全確保に努める。 ・火元などの始末をし、出入り口を確保する。 ・人員を確認するとともに、負傷の有無なども確認する。 ・当直舎監は、全体指揮をとるとともに、校長（必要に応じて消防署）に連絡する。 ・非常用確認名簿等により人員確認を行う。 ・震度4以上の場合、自動的に設置された学校災害対策本部からの招集に従って、教職員は学校に集合する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てないで、布団等で頭部を保護する。 ・廊下にいる場合は、ガラス窓から離れ、廊下の中央に寄り、低い姿勢を保つ。 ・トイレにいる場合はドアを開き、その場で地震が終了するのを待つ。 ・揺れが収まり次第、当直舎監・寄宿舎指導員の指示に従い行動する。
人員確認及 び検索活動	<ul style="list-style-type: none"> ・人員確認は学級担任が学級単位で行った後、学年主任・部主事を経て異常の有無を本部に報告する。（「〇部〇年〇組、在籍〇名、欠席△名、現在□名、異常有／無」） ・行方不明者がいる場合は、本部及び各部主事の指示に従い、探索及び救助に向かう。 	

※ 地震に関する具体的対応については、「みなら震災対応マニュアル」を参照する。

ウ 不審者侵入時の基本行動（校内活動時）

【未然防止のポイント】

- 1 出入口を限定するとともに校門指導や巡視を強化し、必要に応じて門扉の閉鎖や施錠をする。
- 2 受付では、名前や要件を尋ね、不自然な言動等が見受けられた場合は、言葉や相手の態度に注意をしながら丁寧に退去するように説得する。その後、必要に応じて警察へ通報する。（事務課）
- 3 受付をしていない者を発見した場合には、相手の動きが読みとれる位置で距離を取りながら声を掛け、受付に案内する。



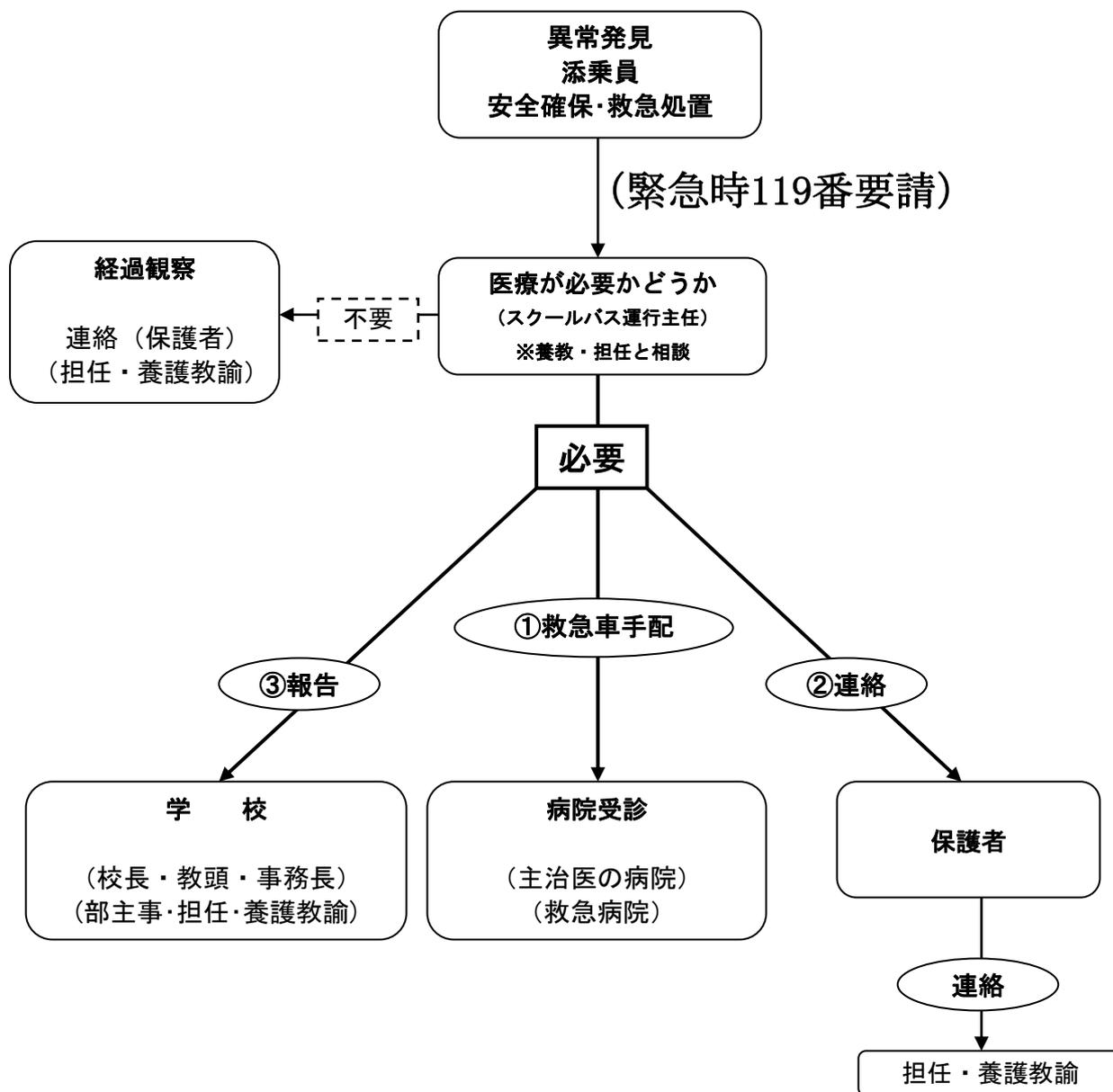
* 外部への連絡については、緊急を要する場合以外は、本部の指示で行う。

○通報（緊急119） 東温市消防署 089-964-5210

○通報（緊急110）松山南警察署 089-958-0110（直通ボタン：事務室、小・高職員室）

2 スクールバス運行時における緊急事態発生時の対応

(1) スクールバス乗車中の救急連絡体制



備考

- ・ 緊急の場合は、添乗員の判断で救急車を要請する。
- ・ 添乗員が救急車に同乗するなど不在になる場合は、教員がスクールバスに向かい、添乗員の代わりに乗車する。

(2) スクールバス乗車中の緊急時対応マニュアル

ア 医療の必要性の判断が困難な場合

(7) 電話で保護者に連絡し、保護者の判断を仰ぐ。

* 保護者への連絡及び確認事項

- ① 児童生徒氏名
- ② 発生場所及び時刻
- ③ 児童生徒の状態及び実施した処置
- ④ 対処方法（実施可能な処置等）
- ⑤ 希望する搬送先（ア主治医の病院、イ救急病院、ウその他）

(イ) 保護者に連絡がつかない場合

〔登校時〕：救急車を要請し、その後、学校及び保護者へ連絡する。

* 消防署（救急車）への連絡事項

- ① 『みなら特別支援学校のスクールバスである』こと
- ② 児童生徒の状態及び実施した処置
- ③ スクールバスの現在位置
- ④ 救急車との合流場所
- ⑤ 添乗員が実施可能な処置等

* 救急車要請後の学校及び保護者への連絡事項

- ① 児童生徒氏名
- ② 発生場所及び時刻
- ③ 児童生徒の状態及び実施した処置
- ④ 搬送先病院名
- ⑤ 保護者への連絡の有無（学校への連絡のみ）

〔下校時〕：学校に連絡し、養護教諭等の判断を仰ぐ。

* 学校への連絡事項

- ① 児童生徒氏名
- ② 発生場所及び時刻
- ③ 児童生徒の状態及び実施した処置
- ④ 対処方法（医療の必要性の有無、実施可能な処置等）
- ⑤ 保護者への連絡の有無

イ 医療の必要性を添乗員が判断した場合

(7) 「有り」と判断した場合… 登・下校とも「救急車要請」後、学校に連絡する。救急車及び学校への連絡事項については、前項ア－(イ)－〔登校時〕に準ずる。

(イ) 「無し」と判断した場合… 登校時は学校に連絡し、養護教諭が待機する。学校への連絡事項については、前項ア－(イ)－〔下校時〕に準ずる。下校時は保護者への引渡しの際に連絡する。保護者への連絡事項については、前項ア－(7)に準ずる。

ウ 電話番号

(7) みなら特別支援学校【089-964-2395】

(3) スクールバス（登下校）における災害対応マニュアル

災害発生と 児童生徒の基本的対応	教職員		スクールバス添乗員
地震発生			
安全確保 ・添乗員の指示に従う。 ・車内で落下物や転倒物に注意して身を守る。	本部設置、学校災害対策委員会の編成一斉配信メール		安全確保 ・安全な場所に停車する。 ・児童生徒への安全保持姿勢を指示する。（落下物や転倒物から身を守る） ・非常ドアの確保をする。 ・ラジオ等により津波発生情報を収集する。 ・揺れが収まるのを待つ。
揺れが収まる			
避難誘導 安全確認 情報収集 被害状況把握	安全確認・情報収集 ・スクールバスの現在地を確認する。 ・児童生徒の人数、安否を確認する。 ・救護班が現地へ行く（可能な範囲で）。		安全確認・情報収集・避難誘導 ・人数と安否を確認する。 ・けが人がいる場合は症状を確認し、応急手当を行う。 ・周囲の状況を把握する。 ・津波への対応をする。 （高台へバス移動か歩行移動かを判断し、避難誘導する。コスモス号、たんぼぼ号は道後方面。さくら号は伊予方面。どんぐり号は砥部方面。） ・学校へ現在場所と被害状況を連絡する。 ・二次避難の準備をする。
避難誘導・安全下校			
保護者への連絡 保護者への引渡し 各関係機関への連絡	本部 ・退避班が保護者との連絡を取る。（保護者に状況説明を行い、引渡し方法を確認する。） ・引渡し方法をスクールバス（現地の救護班の教員）に連絡する。 ・県教育委員会へ連絡する。 ・現時地震対策本部等と連携を取る。	現地（救護班） ・救護班は現地へ行く。（避難場所） ・保護者が現場に来た場合は引渡しカードにより引き渡す。 ・保護者と連絡が取れない場合は学校へ収容する。	原則、帰校する（安全なルートで） ・けが人がいる場合は、最寄りの避難所（公的施設）等に支援を要請する。 ・最寄りの医療機関と連携する。 ・学校から派遣する救護班や退避班と連携を取る。 ・保護者が現場（避難所）に来た場合は引渡しカードにより引き渡す（※臨機応変に）。 ・保護者と連絡が取れない場合は学校へ収容する。
<道路寸断で交通遮断の場合> ・最寄りの避難場所への避難を指示→最寄りの避難場所に避難 <電話連絡が取れない場合> ・添乗員の判断で安全な場所（高台、避難所、帰校）へ移動する。			

<原則>

- ・スクールバスは帰校する。
- ・学校（生徒支援課を中心とした教職員）が添乗員、保護者への連絡を行う。（情報を一元化するため）

<準備が必要と思われる物>

バス用の引き渡しカード、携帯の充電器（※バスから充電できるように）、ハザードマップ、簡易トイレ（10回分程度＝ホームセンターで売っているような物で良い）、その他防災グッズ

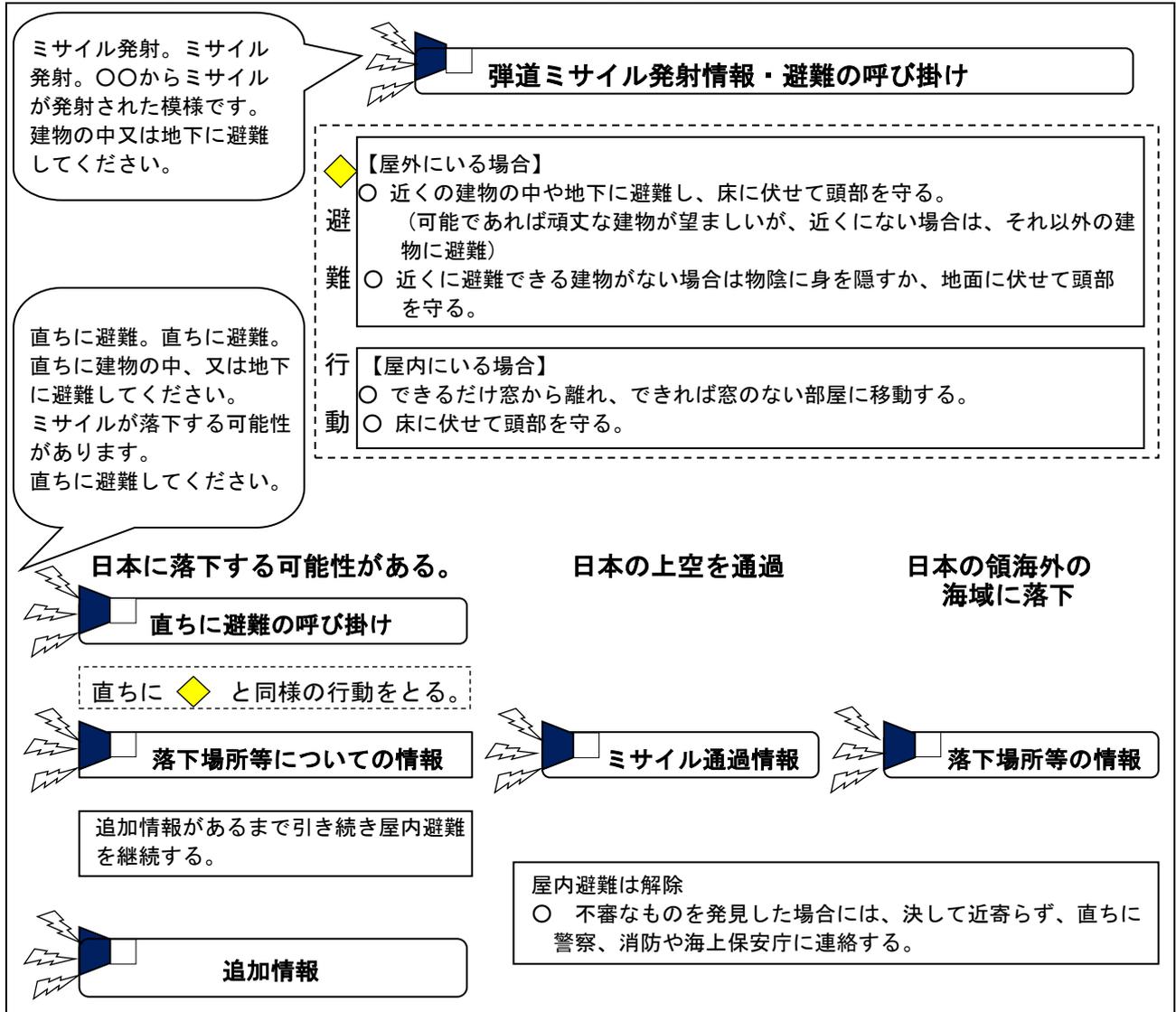
3 弾道ミサイル発射に係る対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により、情報伝達される。国から緊急情報が発信されると、受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

(1) Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要である。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能である。

ア Jアラートによる情報伝達と基本的な避難行動の流れ



イ 様々な場面における避難行動の留意点

(7) 授業時の場合

- 校舎内
教室等で授業を行っているとき、窓がない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る。机の下に入って頭部を守る。
- 校舎外

運動場等で授業を行っているとき、近くの建物の中に避難することが難しい場合は、遮へい物のない運動場等の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

(イ) 校外学習時の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、そこに避難する。
- 校外学習の計画の段階で、様々な危機事象の発生も想定しておく。活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておく。
- 児童生徒に対しては、自由行動中など、教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておく。

(ロ) 登下校時の場合(単独通学生)

- そのときに入手した情報に基づき、生徒自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも考えられるが、ミサイル発射情報は、テレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、注意深く周囲の音声等を聞く。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられる。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。

(ハ) スクールバス等における留意点

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があるので、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとることが必要であるが、バスに乗っている児童生徒の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることも考えられる。地震の避難と同様、危機に遭遇した際に危険回避のための行動ができるようにしておく。

ウ 弾道ミサイル落下時の行動(落下又は通過した後)

- (ア) 「ミサイルは、〇〇地方から〇〇へ通過した。」との情報伝達があった場合
国からの情報についてテレビやラジオ等で確認する。引き続き避難する必要はないが不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡する。

- (イ) 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある。」との情報伝達があった場合、国から続報が伝達されるので、引き続き屋内に避難する。弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるので、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集に努める。行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なるが、次のように行動する。

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋又は風上に避難する。
- 屋内にいる場合は換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

- (ロ) 「ミサイルが〇〇海に落下した。」との情報があった場合

国からの情報について、テレビやラジオ等で確認する。引き続き避難する必要はないが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡する。